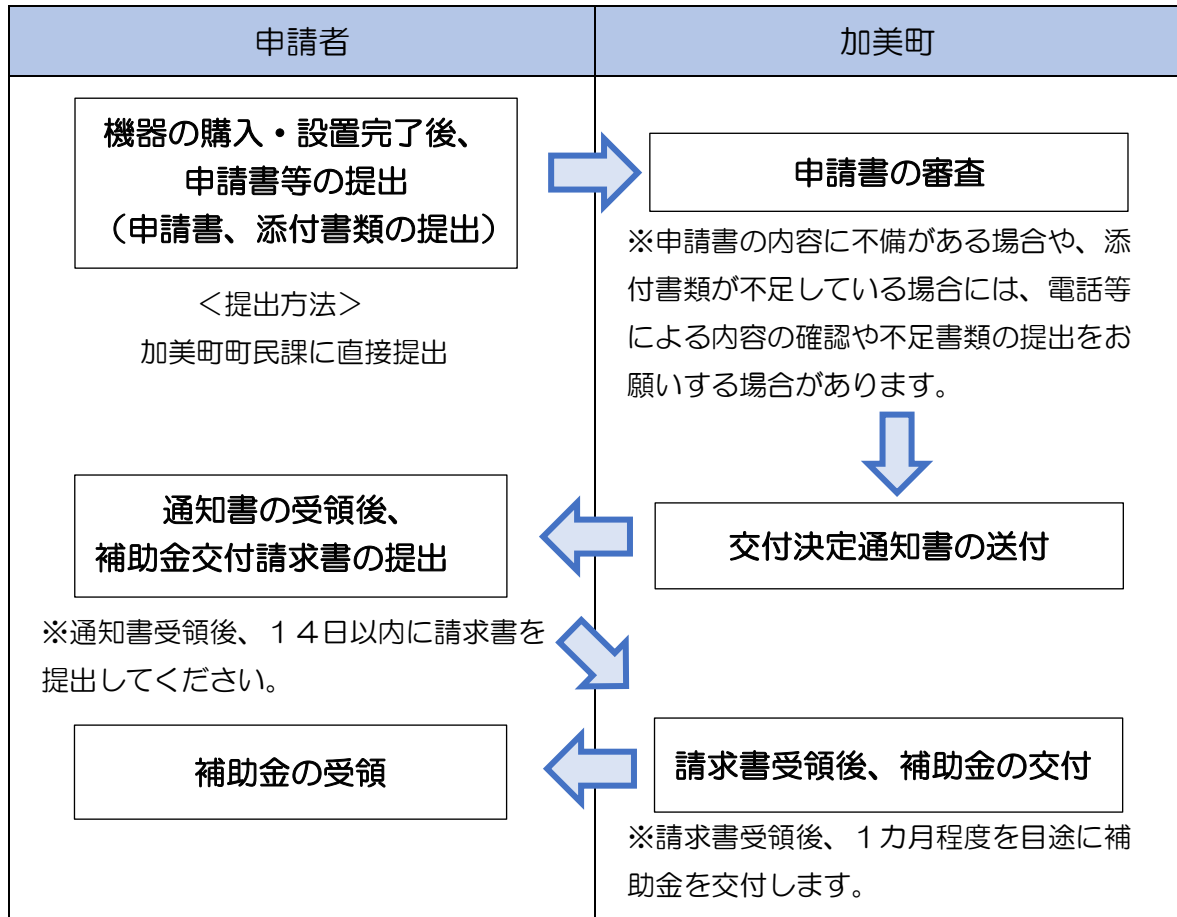


加美町脱炭素ライフ推進事業補助金 申請の手引き

1. 申請の流れ



2. 補助対象者（以下の要件をすべて満たすこと）

個人

- (1) 町内に住所を有する者又は有する見込みのある者。
- (2) 住居（店舗、事務所との兼用は可）として使用又は使用予定のある町内の建物に、新たに補助対象設備を設置する者。もしくは、自らが居住する目的で、補助対象設備が設置された町内の建売住宅を購入する者。
- (3) 町税に滞納がないこと。
- (4) 過去に町から同様の補助金の交付を受けていない者

事業者 ※木質バイオマスボイラー及びストーブのみ

- (1) 町内に事業所を有する事業者。
- (2) 町税に滞納がないこと。
- (3) 過去に町から同様の補助金の交付を受けていない者



3. 補助対象設備

対象設備	対象設備の要件
共通	<ul style="list-style-type: none"> ① 対象機器を令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日の間に設置したものであること（昨年設置分は要相談）。 ② 対象機器が未使用品（中古品は不可）であること。
住宅用太陽光発電システム	<ul style="list-style-type: none"> ① 新たに設置又は増設するもの。 ② 太陽電池の最大出力が10kW未満であること。 ③ 低圧配電と逆潮流有りて連携すること。 （電力事業者と電力需給契約済みであること）
定置用蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ① 電力事業者と電力需給契約した太陽光発電設備と接続しており、電力を充放電できるもの。 ② 蓄電池の保証を製造・販売業者より受けているもの。 ③ 固定して使用するもので、蓄電容量が1kWh以上あるもの。 <p>※ 太陽光発電システムも併せて補助金申請する場合は、電力会社からの電力受給契約確認書が届いてからの申請になります。6.注意事項を参照してください。</p>
木質バイオマスストーブ 木質バイオマスボイラー	<ul style="list-style-type: none"> ① 薪またはペレット等を燃料とするストーブ及びボイラー等（化石燃料と併用するものも含む）の購入及び設置に要する経費が3万円以上であること。 ② 建築基準法等関連法規に基づいて設置され、排気ダクトを備え付けた固定式のもの。 ③ 対象機器が自作品、リース品でないもの。

4. 補助金交付額

対象設備	補助金の額 ※上限 10 万円（設備毎）
住宅用太陽光発電システム	最大出力（kW）× 20,000 円（端数切捨て）
定置用蓄電池	最大容量（kWh）× 20,000 円（端数切捨て）
木質バイオマスストーブ 木質バイオマスボイラー	購入費用（設置費等）× 1/3（端数切捨て） ※消費税および振込手数料を除く

例) 太陽光発電システム（最大出力 4.567kW）と定置用蓄電池（最大容量 7.4kWh）を設置した場合

太陽光 4.567kW→4.56kWとして計算（小数点3位以下切り捨て）

4.56kW×20,000円 = 91,200円 → 91,000円 (A) ※千円未満切り捨て

蓄電池 7.4kWh×20,000円 = 148,000円 → 100,000円 (B) ※上限10万円

(A) + (B) = 191,000円 が補助金額となります。



5. 申請手続き

(1) 補助金交付申請

設備の設置完了後に以下に該当する書類を提出してください。

対象設備	必要書類等
共通	<ul style="list-style-type: none">・設置した箇所の位置図（住宅地図等の写し）・設置した建物全体及び設備の設置状態が確認できる写真等（蓄電池の場合は引込線含む）・経費の内訳が記載された「工事請負契約書」又は「住宅建売売買契約書」の写し ※契約書に経費の内訳が記載されていない又は契約書がない場合は、経費の内訳が記載された見積書等の写し・設置に要した費用に係る領収書の写し・設備の仕様が確認できるカタログの写し・納税証明書（前年度町税に未納がないことを証明するもの）
住宅用太陽光発電システム 定置用蓄電池	<ul style="list-style-type: none">・電力会社との「電力受給契約確認書」の写し・出力対比表の写し（太陽電池の製造番号と実出力の対比ができるもの）
木質バイオマスストーブ 木質バイオマスボイラー	<ul style="list-style-type: none">・「誓約書」（別記様式第1号）
設置業者等が交付申請を 代行する場合	<ul style="list-style-type: none">・「加美町脱炭素ライフ推進事業補助金交付申請手続代行届」（別記様式第2号）

(2) 審査・交付決定

書類審査および必要に応じて電話でのお問い合わせや現地確認を実施します。

(3) 補助金の振込

交付請求書受領後に指定の口座へ振り込みます。

◇申請受付期間◇

令和8年5月1日（金）～ 令和9年1月29日（金） 午後5時まで

※予算額に達し次第、受付終了

6. 注意事項

- ・申請書類一式は返却しませんので、写しを取り、保管してください。
- ・申請書類や記載内容に著しい不備があった場合は受付せずに返却する場合があります。
- ・設備の設置が利用契約等によるもの、機器の所有が利用及びリース期間満了後とされるものは設備の購入に当たらないため、補助の対象外です。
- ・太陽光発電システムと定置用蓄電池を併せて設置され、両方の設備導入の補助金を申請される場合は、太陽光発電システムの要件※が整ってからの申請になります。
※電力会社から電力受給契約の書類が届いてからになります。
- ・設備の設置後は、転売・譲渡・撤去を行わず、適切に維持管理してください。
- ・偽りその他不正があった場合は、補助金の返還を求める場合があります。
- ・補助金の交付を受けられた方に対し、補助対象設備に関するデータの提供や町が実施する地球温暖化対策関連へのご協力をお願いする場合があります。